

(施設における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方)

第1条

身体拘束は利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものであることに鑑み、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束をしないサービスの実施に努めます。

(身体拘束廃止委員会その他施設内の組織に関する事項)

第2条

当法人では、身体拘束等の廃止に努める観点から、「身体拘束廃止委員会」を組織します。なお、本委員会の最高責任者（委員長）は施設長とし、委員長は委員の中から施設長が任命します。

- 2 身体拘束廃止委員会は虐待防止委員会と一体的に行う場合があります。
- 3 会議の実施にあたっては、テレビ会議システムを用いる場合があります。
- 4 身体拘束廃止委員会は、月に1回以上委員長が招集し、開催します。
- 5 身体拘束廃止委員会では、次のような内容について協議するものとします。
 - ① 身体拘束廃止委員会その他施設内の組織に関すること
 - ② 身体拘束等の適正化のための指針の整備に関すること
 - ③ 身体拘束等の適正化のための職員研修の内容に関すること
 - ④ 身体拘束等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
 - ⑤ 職員が身体拘束等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
 - ⑥ 身体拘束等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
 - ⑦ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

(身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針)

第3条

職員に対する身体拘束等の適正化のための研修の内容は、身体拘束等に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、身体拘束等の適正化を徹底します。

- 2 研修は、年2回以上行います。また新規採用時には必ず研修を実施します。
- 3 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録します。

(施設内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針)

第4条

身体拘束等の事案については、その全ての案件を身体拘束廃止委員会に報告するものとします。

この際、委員長が、定期開催の同委員会を待たずして報告を要すると判断した場合は、臨時的に同委員会を招集するものとします。

(身体拘束等発生時の対応に関する基本方針)

第5条

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施します。

①カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束廃止委員を中心として、施設長・委員会委員長などの関係者が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束をおこなうことを選択する前に「切迫性」「非代替性」「一時性」を満たしているか検証と検討をおこないます。

要件を検討・確認した上で、身体拘束を選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し、施設長の承認を得た上で、本人家族及び代理人に対する説明同意書(別紙1)を担当介護支援専門員などが作成する。

また、廃止に向けた取り組み改善の検討会も随時開催し、早急な廃止策を講ずるものとしします。

②入居者、利用者本人や家族・代理人に対しての説明と同意

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を（別紙1）を用いて詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。

また、身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に担当介護支援専門員・介護計画作成者が利用者家族・代理人に対しおこなっている内容と方向性、入居者、利用者の状態把握等を確認説明し、（別紙1）にて同意を得た上で実施します。

③記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式（別紙2）を用いて、その様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録します。

身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討し（別紙3）に記録します。その記録は個別ファイルにて、2年間保存を原則とし、行政・保険者等の公的機関の指導監査時等必要時には開示できるものとしします。

④拘束の解除

上記③の記録と再検討の結果で、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その場合には、家族・代理人に速やかに報告するものとしします。

（入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針）

第6条

利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。

(その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な事項)

第7条

第3条に定める研修会のほか、身体拘束等の適正化に関する研修等には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

附則

この指針は、平成24年8月6日 施行

平成25年9月1日 改正

令和4年4月1日 改正